

「表紙1」「搾油濫觴」（題簽）

「表紙2」「搾油濫觴」

「珍本」（右上）

「表紙3」「搾油濫觴」

「見返」墨付なし

（1才）

搾油濫觴

皇國のいにしへ、いまた燈油の製法、世に行はれさりし

時は、上（は）朝庭より下（は）民家に至まで松明・庭燎を

以て夜陰の備とせり。抑松明の起は、神代に伊弉

諾尊の湯津の爪櫛の雄桂を率折て秉炬とな

し給ひしにはじまり、人皇の御代に列（し）数代

を経ても松明を用ひられしに、用明天皇の御宇、

始て新嘗會・大嘗會等の大禮を行るに、主殿寮

の官人、燈燎を西院に設たるに各二燈二燎なりと

（1ウ）

江家次第に記されたり。かく油火と薪火とをわ（別）

（2才）

かちて記されたるを見れば、其比には早々菓実の油

を製して燈明の用に備えられたる事明けし。其

後孝徳天皇の大化年中、味經の宮におゐて二千七

百余燈を燃し、天下の僧尼を請し、安宅・土側等の

經を誦しめ給ひし事、又天武天皇白鳳年中、

和州河原寺におゐて燃燈の供養有し事共、日本記

に見えたり。夫より後行れし事共、専（ら）油火を用ひら

るゝ事に成たるなるへし。又文武天皇〔慶雲〕二年に

初て行るゝ追儼の節會に灯臺を立る事を曰

中行事に記され、聖武天皇の時撰（れ）し万葉集に、油火

を詠する歌二首を載られ、孝謙帝の天平勝宝六年、

東大寺に幸して二萬燈を燃し、天下に大赦

せられし事有。同七年に始められし七夕乞巧

奠の式にも内蔵寮より御燈明を供する事を

江次第に誌され、また弘仁の比、空海、高野山におゐて